

マニフェストシステム Q&A

Q マニフェストの記載は誰が行うのですか？

A マニフェストの作成、交付は排出事業者の義務です。マニフェストに必要事項を記入して委託業者に交付すること、戻ってきたマニフェストによって処分終了を照合確認することは、排出事業者に課せられています。

処理業者等に任せることなく、自らの責任で適正な管理を行ってください。

Q 排出事業者は、マニフェスト「A票」に記入するだけで良いですか？

A 交付の際に記入するだけでなく、産業廃棄物が最終処分されたことを確認する必要があります。収集運搬業者から「B2票」、処分業者から「D票」「E票」が戻ってきたら、その都度「A票」の照合欄に日付を記入しなければなりません。

Q マニフェストは廃棄物の種類ごとに交付しないとイケないのですか？

A マニフェストは、廃棄物の種類ごと、行き先(処分事業場)ごとに交付しないとイケません。ただし、シュレッダーダストのように、産業廃棄物が発生段階から一体不可分の状態で混合しているような場合は、これを1つの種類として交付できます。

Q 産業廃棄物が2品目以上の場合、積替保管場所において選別し、それぞれの処分業者へ運搬する場合のマニフェストの取扱はどうすれば良いのですか？

A マニフェストは、廃棄物の種類ごと、処分先ごとに交付しなければなりません。たとえば、「がれき類」と「金属くず」を積替保管場所で選別し、それぞれの処分業者へ運搬する場合、「がれき類」と「金属くず」それぞれについて2枚のマニフェストを交付する必要があります。

Q 排出事業者から、「最終処分の場所」に直行する場合マニフェストのD票、E票はどのように扱われるのですか？

A マニフェストの「最終処分の場所」欄と「処分受託者」欄に、同じ業者名が記載され、処分が終了すると「D票(処分業者 排出事業者)」と「E票(処分業者 排出事業者)」が同時に排出事業者に戻ってくることになります。